

石綿等の除去の作業を行う仕事等 事前チェックリスト

届出の際には「確認」欄に☑が記入されたものを労働基準監督署に持参してください

安衛則、則：労働安全衛生規則

届出等の種類	計画の届出	作業の届出	届出有無	教示
届出対象については別添参照。				
大気汚染防止法に基づく届出の確認	対象 対象外			
特定建築材料が使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業（特定建築材料＝吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材及び耐火被覆材）				

審査項目		確認
書類審査	周囲の状況及び四隣との関係を示す図面	<input type="checkbox"/>
	建設物の概要を示す図面	<input type="checkbox"/>
	工事用の機械、設備、建設物の配置を示す図面	<input type="checkbox"/>
	工法の概要を示す書面又は図面	<input type="checkbox"/>
	労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面	<input type="checkbox"/>
	工程表	<input type="checkbox"/>
	石綿等の除去作業を行う具体的な時期を確認すること 時期変更等は確定時期の報告を指示すること。	<input type="checkbox"/>
作業の届出	様式第1号による届書 ・仕事の開始予定年月日等 当該仕事の行われる時期の記載	石綿則5条 <input type="checkbox"/>
	当該作業にかかる建築物又は工作物の概要を示す図面 ・除去する石綿等の箇所及び隔離又は立入禁止を行う場所の明記	石綿則5条 <input type="checkbox"/>
	[H17.3.18 基発第0318003号 H18.8.11 基発第0811002号]	
事前調査	石綿等の使用されている箇所及び使用状況の把握 [種類 吹き付け材(耐火用・吸音用) 保温材 耐火被覆材 断熱材]	石綿則3条 <input type="checkbox"/>
	□建築物石綿含有建材調査者 □工作物石綿事前調査者 □令和5年9月末までに日本アスベスト診断協会に登録されたもの	<input type="checkbox"/>
	掲示（事前調査、分析調査（実施した場合）） 調査終了年月日、調査方法、調査結果	石綿則3条 <input type="checkbox"/>
作業計画の策定及び周知		
□作業の方法及び順序 □石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法 □作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法（使用機器、保護具、換気方法、廃棄物の処理方法 等々）	石綿則4条 <input type="checkbox"/>	
石綿等の除去に係る措置		
□隔離（負圧） □隔離を解く場合の措置→吹付石綿・保温材・耐火被覆材除去部分の湿潤化、資格者による確認、隔離空間内部の清掃など □集じん・排気装置及び排気（開始後、作業中断時の点検）（能力（1時間に4回以上空気の入れ替え）） □前室（負圧）、洗身室、更衣室 □グローブバック工法→作業個所の密閉、スマートテスト等による密閉確認、湿潤化	石綿則6条 <input type="checkbox"/>	

立入禁止 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業を行う場合の、当該作業従事者以外の立入禁止措置の実施	石綿則 7 条	<input type="checkbox"/>
切断等の作業に係る措置 □湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の措置 □石綿切りくずの容器（蓋のあるもの）保管	石綿則 13 条	<input type="checkbox"/>
呼吸用保護具及び作業衣の性能（保護衣） □隔離作業場所における電動ファン付き呼吸用保護具等（送気マスク） □呼吸用保護具の必要数確保 □石綿切断等作業時の作業衣の性能（保護衣）	石綿則 14 条	<input type="checkbox"/>
石綿作業主任者の選任（主）氏名（ ）	石綿則 19 条	<input type="checkbox"/>
特別教育（解体等の作業、封じ込め・囲い込みの作業）	石綿則 27 条	<input type="checkbox"/>
洗身設備、更衣設備等の設置	石綿則 31 条	<input type="checkbox"/>
運搬時の容器等 □運搬、貯蔵時の飛散がない堅固な容器、確実な包装（フレコン等） □容器・包装への石綿が入っていること、注意事項の表示	石綿則 32 条	<input type="checkbox"/>
保護具の管理 □保護具等について、付着した物を除去後でなければ持ち出しをしないこと	石綿則 46 条	<input type="checkbox"/>
届出済、ばく露防止対策等の実施内容の掲示の有無 〔H17.8.2 基安発第 0802003 号〕 〔「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成 26 年 3 月 31 日付）2-1-4(2)に基づき、周辺住民にも見やすい場所に掲示することとされている〕		<input type="checkbox"/>
足場の材料、構造等		<input type="checkbox"/>

提出書類等

（1）届出の提出期限

仕事を開始する日の 14 日前までに仕事を行う場所を管轄する労働基準監督署長
あてに届出（2 部）

（2）提出様式

様式第 21 号（建設工事・土石採取 計画届）

（3）添付書類（安衛則第 91 条）

ア 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

- ・工事区域を示した地図（道路、周囲の建物、人家等を含む）
- ・工事場所の平面図
- ・隣接する工区との関係 等

イ 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面

- ・解体等を行う建設物等の平面図、立面図及び断面図

ウ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面

- ・集じん・排気装置の構造、性能、設備図等（算定根拠を含む）
- ・清掃作業用機械の構造、性能等
- ・薬剤塗布用機械の概要
- ・洗身設備及び更衣設備図
- ・上記の装置等の電源の確保方策
- ・労働者等への掲示例 等

エ 工法の概要を示す書面又は、図面

- ・除去処理工法の概要（作業場所の隔離方法、天井等の作業の場合の足場の確保方法を含む）
- ・施工フロー図
- ・粉じんの発散抑止対策

【石綿】

- ・工事に使用した工具、設備等の清掃、管理の方策
- ・除去処理後の廃棄物管理方法
- ・足場を使用する場合はこの組立図（概要） 等

才 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

- ・安全衛生管理計画
- ・安全衛生管理体制及び施工体制
- ・緊急時対策及び連絡体制
- ・上記工の機械、設備等の保守・点検方法
- ・作業記録に関する事項（記録様式、保存年限の確認等）
- ・保護具 等

力 工程表

- ・作業工程表 等

キ その他（必要に応じ求める）

- ・解体の建築物、構造及び現場の状況から、確認を必要とする事項等（例：第三者の立ち入り禁止の具体的な対策等々）
- ・石綿の事前調査結果（分析結果等）の写し
- ・石綿健康診断の受診状況
- ・各種資格等の写し（石綿作業主任者、建築物石綿含有建材調査者、分析調査者、特別教育終了証等）

石綿を含有する建築物の解体等に係る届出について

石綿を含有する建築物の解体等を行う際には次の届出を行う必要があります。

	(レベル1) ・吹き付け石綿 (石綿含有仕上げ塗材を除く)	(レベル2) ・耐火被覆材 (ケイカル板2種) ・断熱材 (煙突、屋根折板) ・保温材	(レベル3) ・スレート ・石綿含有岩綿吸音板 ・Pタイル ・ケイカル板1種 ・サイジング ・石綿セメント板 ・石綿含有仕上げ塗材、下地調整剤
「工事計画届」 (14日前までに労働基準監督署長あて提出) <安衛法第88条第3項> 建設業、土石採取業以外は作業届 (作業開始前に提出)		(除去/封じ込め/囲い込み作業)	(除去/封じ込め/囲い込み作業)
「特定粉じん排出等作業届書」 (14日前までに都道府県知事等あて提出) <大防法第18条の15>		(除去/封じ込め/囲い込み作業)	(除去/封じ込め/囲い込み作業)
事前届出の実施 (工事着手7日前までに都道府県知事等あて提出) <建築リサイクル法第10条>		(特定建設資材への付着した吹付け石綿等の有無や除去等の措置、その他計画届について届出書に記載)	
「事前調査結果の電子報告」 (工事開始前に労働基準監督署長あて提出) <石綿則第4条の2>	<p>以下のいずれかに該当すれば、石綿含有有無によらず全件報告が必要。元請事業者が関係請負分をまとめて提出義務あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体工事部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事 ・請負金額が税込み100万円以上の建築物の改修工事 ・請負金額が税込み100万円以上の特定の工作物(令和2年厚生労働省告示278号に掲げる物)の解体・改修工事 		

法令や行政通達においては「レベル」に関する規定や定義はないことに留意。建設業労働災害防止協会「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」における呼称であり、建設業界においても一般的に使用されていることから、便宜的に記載しているもの。なお、けい酸カルシウム板第1種の切断等時、仕上塗材の電動工具での除去等については、作業場所の隔離が必要となるなど同一レベル内でも規制が異なるものがあることに留意。